



## 携帯品・別送品申告書

別紙6

日本国税關

搭乗機(船)名		入国日	*	/	月	/	日			
出発地										
氏名										
現住所 (日本での 滞在先)										
電話										
国籍		職業								
旅券番号				生年月日	*	/	月	/	日	
同伴家族	20歳以上	名	6歳以上20歳未満	名	6歳未満	名				

#### 1. 下記に掲げるものを持っていますか？

- ① 麻薬・銃砲・爆発物等の日本への持込みが禁止されているもの（下記「申告内容の確認」1. を参照）
  - ② 肉製品・野菜・果物・動植物等の日本への持込みが制限されているもの（下記「申告内容の確認」2. を参照）
  - ③ 金地金又は金製品
  - ④ 免税範囲（下記「申告内容の確認」3. を参照）を超える購入品・お土産品・贈答品など
  - ⑤ 商業貨物・商品サンプル
  - ⑥ 他人から預かったもの（スーツケースなど運搬用具や理由を明らかにされず渡されたものを含む）

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか？

\* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?

- \* 入国後6か月以内に輸入するものに限る。
  - \* 確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります

はい		個
いいえ		

## 入国時に携帯して持ち込むもの

(注)「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。

\* 税関記入欄

金額 円  
備考

### 《申告内容の確認》

## 1. 日本への持込みが禁止されている主なもの

- ① 麻薬・向精神薬・大麻・あへん・覚醒剤・MDMA、指定薬物など
  - ② 炮銃等の銃砲、これらのお鉄砲や拳銃部品
  - ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
  - ④ 貨幣・紙幣、有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
  - ⑤ わいせつDVD、児童ポルノなど
  - ⑥ 偽ブランド品・海賊版などの知的財産侵害商品

## 2. 日本への持込みが制限されている主なもの

- ① 獣銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類  
② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リカグメ・象牙・ジャ香・サボテンなど)  
③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ヤギ・ジヤーキ類を含む。)、野菜、果物、米など  
\* 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

### 3. 免税範囲（一人あたり、乗組員を除く）

- ・ 酒類 3 本（760mlを1本と換算する。）
  - ・ 紙巻たばこ 200 本（外国製、日本製の区分なし。）
  - \* 20 歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
  - \* 海外市価の合計額が 20 万円の範囲に納まる品物（入国者の個人的使用に供するものに限る。）
  - \* 海外市価とは、外国における通常の小売価格（購入価格）です。
  - \* 1 個で 20 万円を超える品物の場合には、その全額に課税されます。
  - \* 6 歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するものは例外として免税になります。

《注意事项》

海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、罰せられることがあります。

この申告書に記載した上おりである旨申告します

三